

令和6年10月18日

周波数割当計画を作成する告示案  
(令和6年10月18日 諮問第14号)

[WRC-23の審議結果等を受けた改定]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松田課長補佐、森係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波政策課

(渡辺周波数調整官、加地係長)

電話：03-5253-5875

## 周波数割当計画を作成する告示案 (WRC-23の審議結果等を受けた改定)

### 1 諮問の概要

2023年世界無線通信会議(WRC-23)において、国際的な周波数分配等を取り決めている無線通信規則(RR: Radio Regulations)が大幅に改定され、令和7年(2025年)1月1日に発効される予定である。当該RRの周波数分配表の改定を受けて、当該改定内容等について、我が国の周波数分配を定める周波数割当計画へ反映させるため、既存の周波数割当計画を廃止し、新たに作成するものである。

### 2 告示案の概要

#### ・ WRC-23の結果の反映【周波数割当計画の作成(廃止新設)】

RRの改定内容について、周波数割当計画における国際分配に反映するとともに、必要に応じて国内分配に反映する。なお、周波数割当計画への主な反映内容は、以下のとおりである。

#### (1) HIBS用周波数の特定

高度18km前後の成層圏を飛行する高高度プラットフォーム(HAPS)にIMT基地局を搭載して利用するHIBS(HAPS as IMT Base Stations)について、従来からHIBS用周波数に特定されている2GHz帯に加え、1.7GHz帯もHIBS用周波数に特定するため、国内脚注を整備する。

#### (2) 117.975～137MHz帯(航空移動業務)における航空移動衛星(R)業務への新規分配

当該周波数帯は、現在、航空交通管理用途(音声・データ通信)に利用されているところ、海洋上の安全運行に資するため、将来、人工衛星を中継するシステムの導入を想定し、航空移動衛星(R)業務を新規に分配(一次分配)する。

#### (3) 40～50MHz帯における地球探査衛星業務(能動)への新規分配等

40～50MHz帯において、地球上にある氷や水分の分布の観測を行う衛星搭載レーダーサウンダーのため、地球探査衛星業務(能動)を新規に分配(二次分配)する。

また、46～68MHz帯において、無線標定業務（ウィンドプロファイラレーダー用途に限定）を新規に分配（二次分配）する

- (4) リモートセンシング観測の要求にのっとった地球探査衛星業務（受動）に係る既存分配の見直しと新規分配  
大気中のオゾン・二酸化硫黄等の観測のため、239.2～242.2GHz帯及び244.2～247.2GHz帯に地球探査衛星業務（受動）を新規に分配（一次分配）する。また、239.2～241GHzの既存の固定業務・移動業務を235～238GHz帯に移行する変更を行う。
- (5) 衛星間業務の新規分配  
静止衛星・非静止衛星間通信及び非静止衛星間通信を可能とするため、18.1～18.6GHz帯、18.8～20.2GHz帯及び27.5～30.3GHz帯に衛星間業務を新規に分配（一次分配）する。

このほか、使用期限を満了した周波数帯について使用期限を削除するなどの規定の整備を行う。

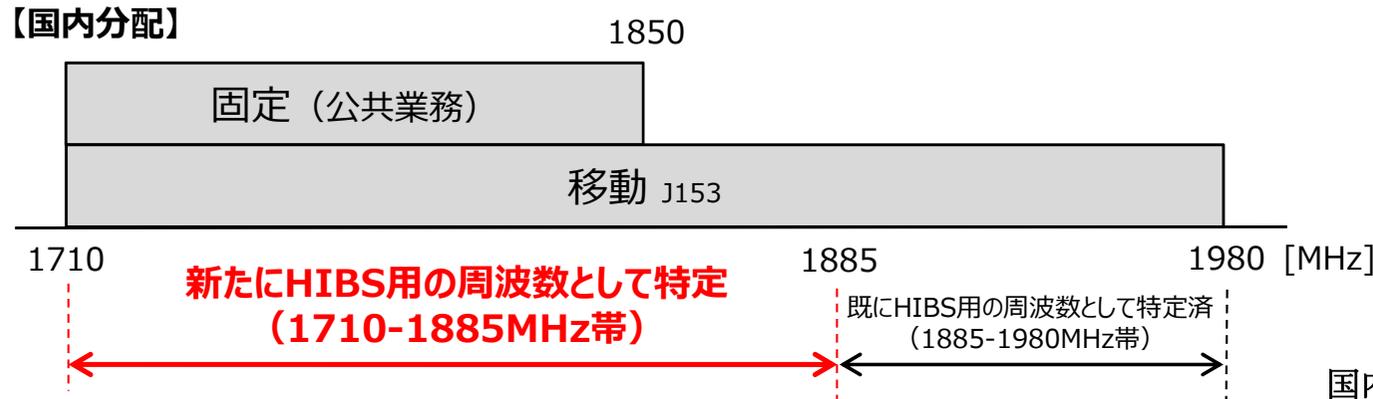
### 3 施行期日

令和7年1月1日施行

### 4 意見募集結果

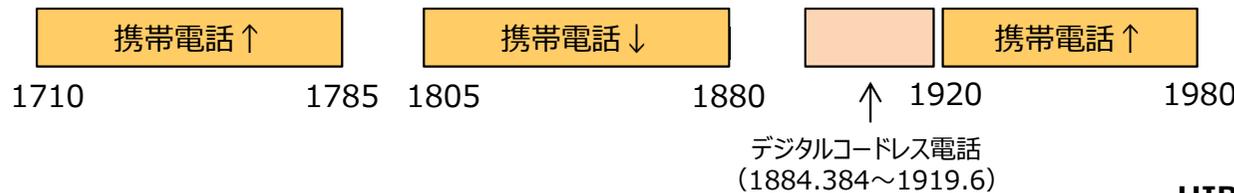
本件に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第1項の規定に基づく意見公募の手続については、令和6年7月27日（土）から同年9月2日（月）までの期間において実施済みであり、意見の提出が19件あった。

## (1) HIBS用周波数の特定 (WRC-23 議題1.4関連)



1710～1980MHz帯は、従来より移動業務に国内分配されており、携帯電話サービス等に利用されているところ。当該帯域のうち、1885～1980MHz帯は既にHIBS用の周波数として特定済。今般、これに加えて、1710～1885MHz帯をHIBS用に割り当てることが出来るよう、国内脚注を整備。

### 【現状の周波数割当て】



国内脚注 J153

~~1885~~1710-1980MHz、2010-2025MHz及び2110-2170MHzの周波数帯は、IMT基地局としての高高度プラットフォーム (HIBS) の使用に特定される。この特定は、～ (略)

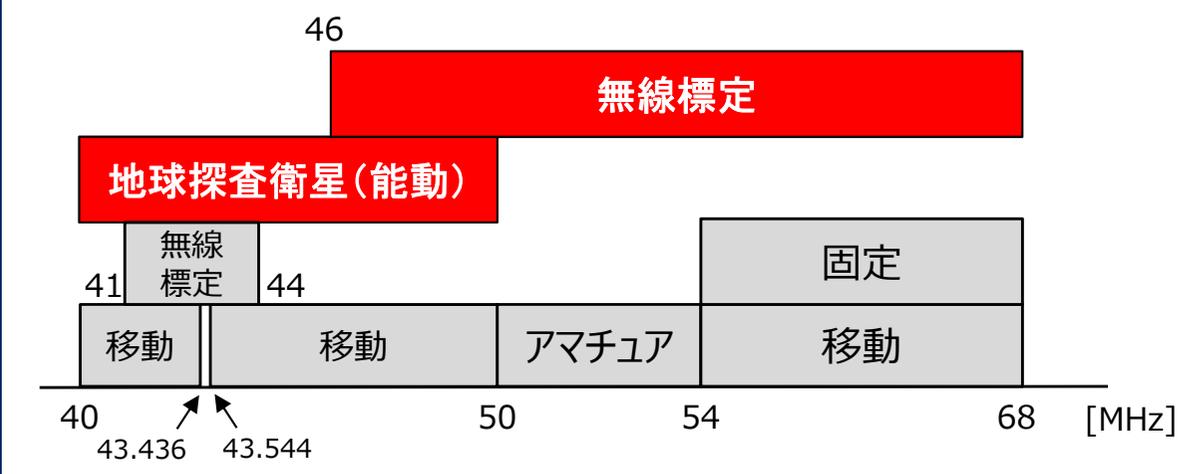
HIBS : High-Altitude Platform Stations as IMT Base Stations

## (2) 117.975～137MHz帯における航空移動衛星 (R) 業務への新規分配 (WRC-23 議題1.7関連)



117.975～137MHz帯の航空移動 (R) 業務は、現在、航空交通管制用途 (音声・データ通信) に利用されている。海洋上の安全運行に資するため、将来、人工衛星を中継するシステムの導入を想定し、航空移動衛星 (R) 業務を新規に一次分配。

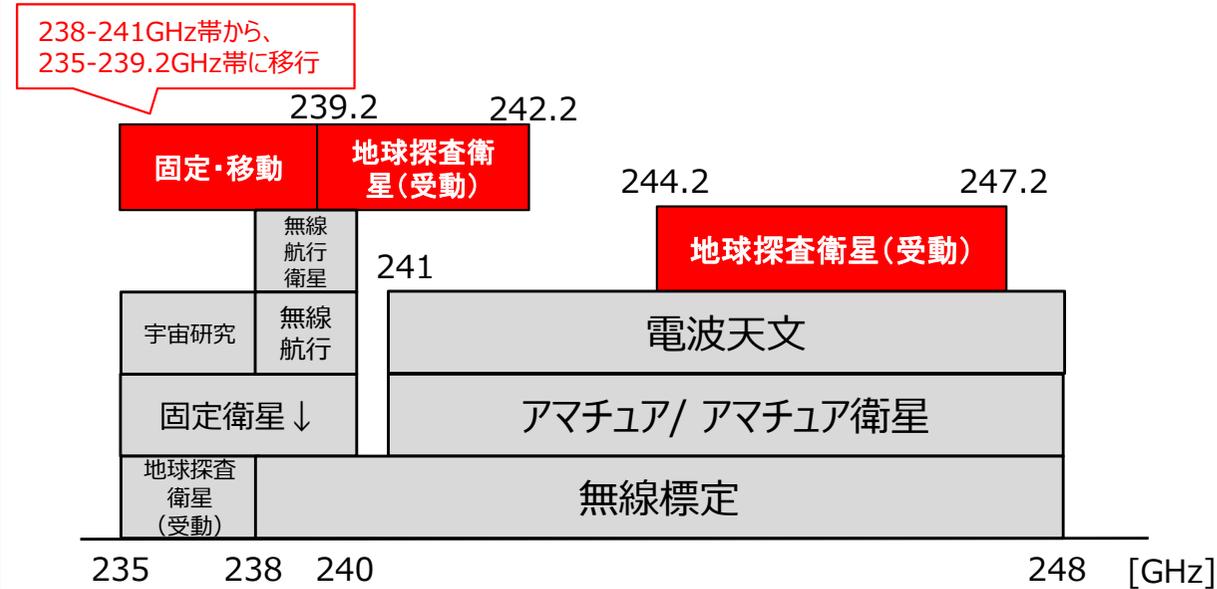
## (3) 40～50MHz帯における地球探査衛星業務（能動）への新規分配（WRC-23 議題1.12関連）



40～50MHz帯において、地球上にある氷や水分の分布の観測を行う衛星搭載レーダーサウンダーで利用可能とするため、地球探査衛星業務（能動）を新規に二次分配。

46～68MHz帯において、無線標定業務（ウィンドプロファイラレーダー用途に限定）を新規に二次分配。

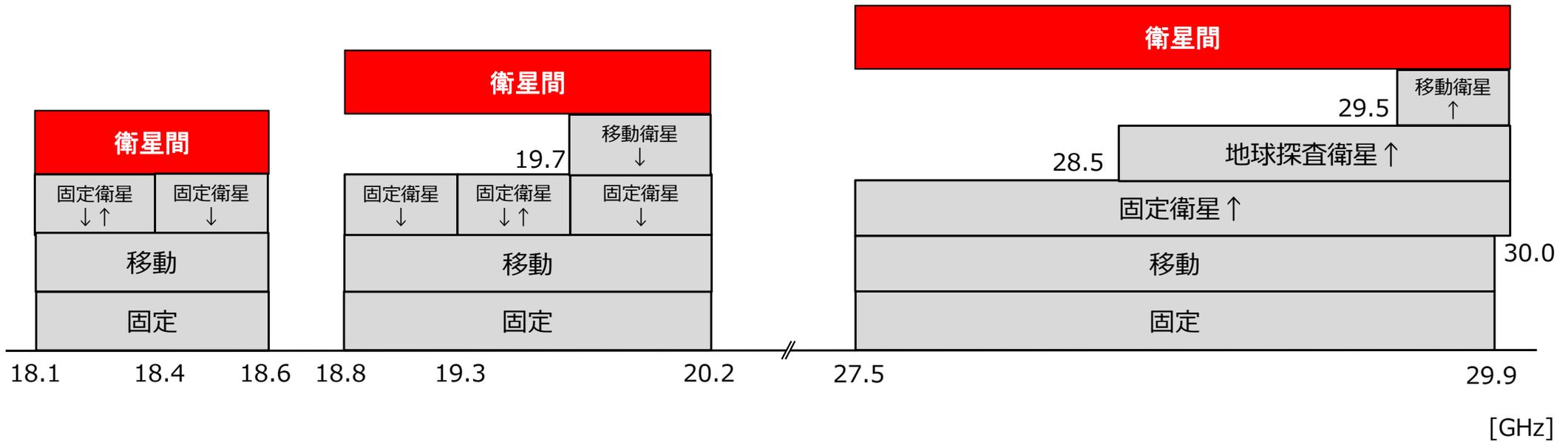
## (4) 239.2～242.2GHz帯及び244.2～247.2GHz帯における地球探査衛星業務（受動）への新規分配と既存業務の見直し（WRC-23 議題1.14関連）



大気中のオゾン・二酸化硫黄等の観測のため、239.2～242.2GHz帯及び244.2～247.2GHz帯に、地球探査衛星業務（受動）を新規に一次分配。

238～241GHz帯の固定業務・移動業務（一次業務）を、235～239.2GHz帯に移行。

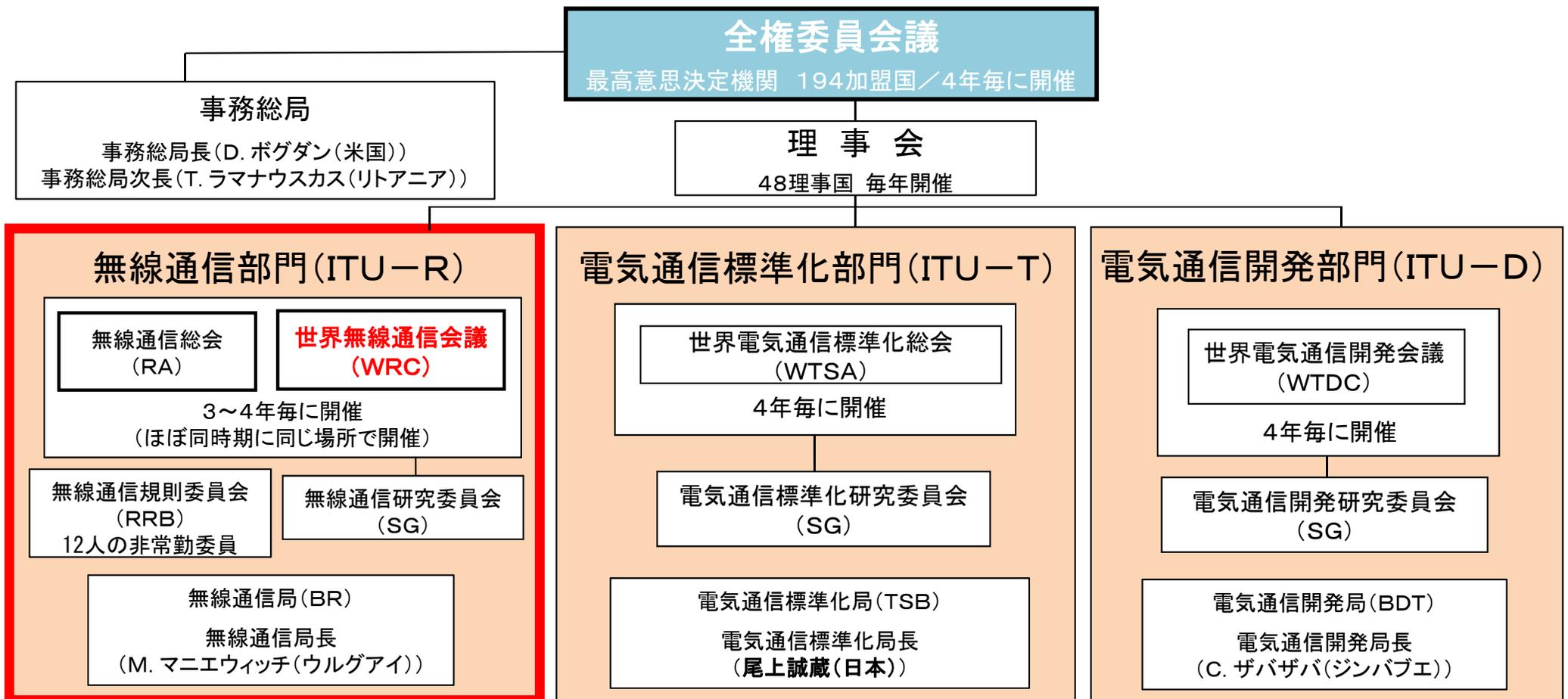
(5) 18.1~18.6GHz、18.8~20.2GHz帯及び27.5~30.0GHz帯における衛星間業務への新規分配  
(WRC-23 議題1.17関連)



静止衛星・非静止衛星間通信及び非静止衛星間通信を可能とするため、衛星間業務を新規に一次分配。

- 国際電気通信連合（ITU※<sup>1</sup>）は、国際連合の専門機関の一つであり、情報通信に関する国際ルールや標準等を策定する、世界最古の国際機関。
- 実務機関として、①無線通信分野の周波数分配や標準化を行う無線通信部門（ITU-R※<sup>2</sup>）、②電気通信分野の標準化を行う電気通信標準化部門（ITU-T※<sup>3</sup>）、③途上国に対する電気通信の開発支援を行う電気通信開発部門（ITU-D※<sup>4</sup>）の3部門が設置されており、ITU-Rにおける最大の会議である無線通信総会（RA※<sup>5</sup>）及び世界無線通信会議（WRC※<sup>6</sup>）が3～4年に一度開催される。

※1 International Telecommunication Union ※2 ITU Radiocommunication Sector ※3 ITU Telecommunication Standardization Sector  
 ※4 ITU Telecommunication Development Sector ※5 Radiocommunication Assembly ※6 World Radiocommunication Conferences



- 無線通信部門（ITU-R）において、各周波数帯の利用方法（**周波数の国際分配**）、衛星周波数の国際調整手続、無線局の技術基準等、**無線通信に関する国際的な規則である、無線通信規則（RR※）**が定められている。
- 世界無線通信会議（WRC）は、**RRを改正するために開催される（WRCでしかRRの改正はできない）**。
- WRC-23は、2023年11月20日～12月15日の期間、ドバイ（アラブ首長国連邦）において開催。ITU加盟国163カ国等から約3900名、日本からは総務省29名及び民間事業者等102名が参加。

※ Radio Regulations

## RRによる周波数の国際的な分配

**RR**

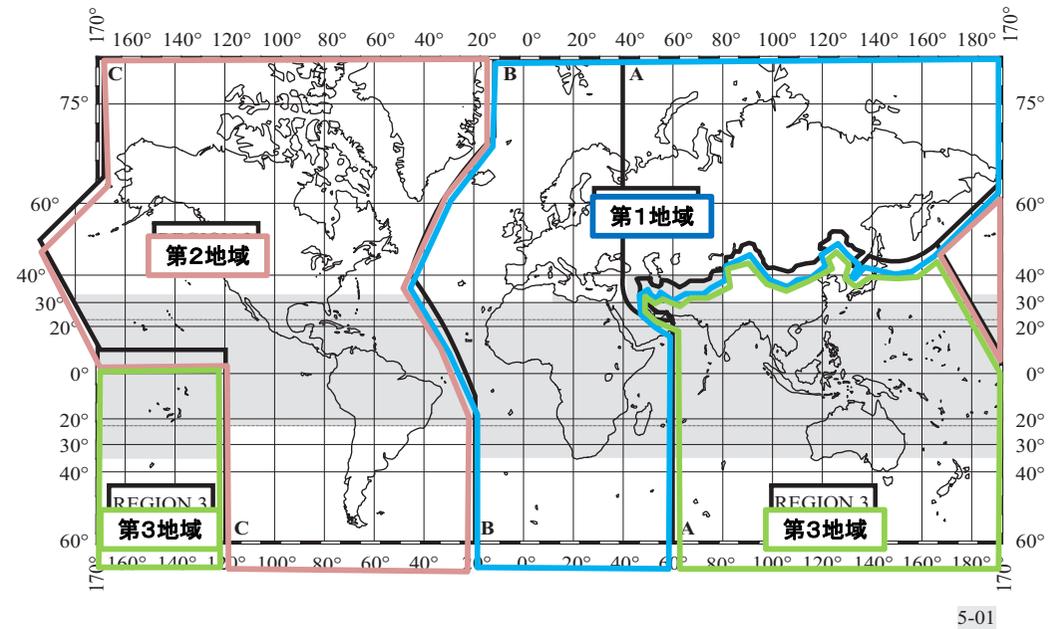
Vol.1 (条文)  
Radio Regulations

Vol.2 (附属書)

Vol.3 (決議・勧告)

Vol.4 (RRに引用されたITU-R勧告)

890-1 300 MHz		
Allocation to services		
Region 1	Region 2	Region 3
890-942 FIXED (固定通信) MOBILE except aeronautical mobile 5.317A (移动通信) BROADCASTING 5.322 (放送) Radiolocation	890-902 FIXED MOBILE except aeronautical mobile 5.317A Radiolocation 5.318 5.325	890-942 FIXED MOBILE 5.317A BROADCASTING Radiolocation
	902-928 FIXED Amateur Mobile except aeronautical mobile 5.325A Radiolocation 5.150 5.325 5.326	
	928-942 FIXED MOBILE except aeronautical mobile 5.317A Radiolocation 5.325	
5.323		5.327



RRにより、世界を3つの地域に分け、周波数帯ごとに業務の種別等を定めている。（日本は第3地域）

地上系  
議題

- 議題1.1 4800-4990 MHzにおける国際空域及び公海における航空、海上業務無線局の保護の検討と脚注5.441Bのpfd要件の見直し  
 議題1.2 3300-3400 MHz、3600-3800 MHz、6425-7025 MHz、7025-7125 MHz及び10.0-10.5 GHz帯における移動業務への一次分配を含むIMT特定の検討  
 議題1.3 第一地域における3600-3800 MHzの移動業務への一次分配の検討  
 議題1.4 2.7GHz以下のIMT特定された周波数帯におけるIMT基地局としての高高度プラットフォームステーション(HIBS) 利用の検討

航空・  
海上系  
議題

- 議題1.5 第一地域における470-960 MHz帯の既存業務の周波数利用と周波数需要の見直しとこれに基づく規則条項の検討  
 議題1.6 準軌道飛行体の無線通信のための規制条項の検討

衛星・  
科学系  
議題

- 議題1.7 117.975-137 MHzにおける地球から宇宙及び宇宙から地球の双方向への航空移動衛星業務(AMS(R)S)への新規分配の検討  
 議題1.8 無人航空システムの制御及び非ペイロード通信による固定衛星業務の利用のための決議155(WRC-19改)及びRR 5.484Bの見直しと適切な規則条項の検討  
 議題1.9 航空移動業務に割り当てられたHF帯における民間航空の人命保護のためのデジタル技術の導入とアナログシステムとの共用のためのRR附録27の見直しと規制条項の検討

一般  
議題

- 議題1.10 非人命保護用途の航空移動アプリケーションのための航空移動業務への新規分配のための研究の実施  
 議題1.11 海上における遭難及び安全に関する世界的な制度(GMDSS)近代化及びe-navigation実施のための規則条項の検討  
 議題1.12 45 MHz帯衛星搭載レーダーサウンダーのための地球探査衛星業務(能動)への新規二次分配のための検討の実施  
 議題1.13 14.8-15.35 GHz帯に二次分配されている宇宙研究業務の一次分配への格上げの検討  
 議題1.14 現代のリモートセンシング観測の要求に則った231.5-252 GHz帯における地球探査衛星業務(受動)に係る既存分配の見直しと新規分配の検討  
 議題1.15 固定衛星業務の静止軌道衛星局と通信する航空機及び船舶上の地球局による12.75-13.25 GHz帯(地球から宇宙)の利用の調和  
 議題1.16 非静止軌道における固定衛星業務の移動する地球局による17.7-18.6GHz、18.8-19.3 GHz及び19.7-20.2 GHz(↓)並びに27.5-29.1 GHz及び29.5-30 GHz(↑)の使用のための研究及び技術・運用・規則面の手段の検討  
 議題1.17 特定帯域における衛星間リンクの規則に対する衛星間業務への分配追加による適切な規則条項の決定と実施  
 議題1.18 狭帯域移動衛星システムの発展のための移動衛星業務の周波数需要及び新規分配の検討  
 議題1.19 第二地域における17.3-17.7 GHz帯の宇宙から地球方向の固定衛星業務への新規一次分配の検討  
 議題2 無線通信規則に参照による引用をされたITU-R勧告の参照の現行化  
 議題4 決議・勧告の見直し  
 議題7 衛星ネットワークに係る周波数割当のための事前公表手続、調整手続、通告手続及び登録手続の見直し  
 議題8 脚注からの自国の国名削除  
 議題9 無線通信局長の報告  
 議題9.1 WRC-19以降のITU-R関連活動に関する無線通信局長報告を検討して承認すること  
 課題a) 無線通信規則における宇宙天気センサの適切な認知及び保護に向けた研究の見直し  
 課題b) 同一の周波数で運用されている無線航行衛星業務(宇宙から地球)の保護を確実にするための追加的手段の必要性の決定のための1240-1300 MHz帯のアマチュア業務及びアマチュア衛星業務の見直し  
 課題c) 固定業務に一次分配された周波数帯での固定ワイヤレスブロードバンドのためのIMTシステムの利用の研究  
 課題d) 36-37 GHzにおけるNGSO宇宙局からのEESS保護  
 議題9.2 RR 適用上の矛盾及び困難に応じた措置に関する検討  
 議題9.3 決議80(WRC-07改定)の規定に応じた措置に関する検討  
 議題10 将来の世界無線通信会議の議題

「新たな周波数割当計画案に係る意見募集」に対して提出された意見と総務省の考え方（案）

- 意見募集期間：令和6年7月27日（土）～9月2日（月）
- 意見提出件数：19件（法人4件、個人15件）

No	意見提出者 (順不同)	提出された意見（全文）	総務省の考え方	提出意見を踏 まえた案の修 正の有無
総論				
1	楽天モバイル株式会社	本計画案はWRC-23の審議結果に基づいて改正された無線通信規則と整合の取れた内容へ変更するものであると理解しており、新たな周波数割当計画案に賛同いたします。	賛成のご意見として承ります。	なし
HIBS用周波数の特定について（WRC-23 議題1.4関連）				
2	株式会社NTTドコモ	HIBSの早期実用化に向けた取り組みが加速する中、2GHz帯に加え、1.7GHz帯をHIBS用周波数に特定する今回の周波数割当計画の改定を歓迎いたします。HIBSは平時の通信エリアの拡張、災害時の安定的な通信への貢献が期待されるため、早急に国内で技術的条件や免許手続の在り方等についての検討が必要と考えます。 また、HIBSの実用化に向けては、携帯電話用周波数帯としてFDD周波数帯、TDD周波数帯の両方を有効活用することが望ましいと考えます。このため、HIBS用周波数に含まれる2 010-2 025 MHzのTDD周波数帯についても、HIBSへの活用に向けた各種検討が進められることを期待いたします。	前段のご意見について、賛成のご意見として承ります。 また、後段のご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。	なし
3	ソフトバンク株式会社	HAPS as IMT base stations (HIBS) は、山岳部や離島におけるデジタルデバイドの解決や、大規模な自然災害発生時における救助や復旧活	前段のご意見について、賛成のご意見として承ります。	なし

		<p>動への切り札として期待されており、WRC-23 議題 1.4 の結果を踏まえた国内脚注 J153 の整備、及び 2GHz 帯における規制条件の改定については、我が国における HIBS の導入を促進する観点から適切であると考えます。</p> <p>なお、WRC-23 で HIBS 用周波数に特定された 700-900MHz 帯、及び 2.6GHz 帯についても、当該帯域での HIBS サービスが具体的に想定される場合には、速やかに周波数割当計画に追加いただくことを要望いたします。</p>	<p>また、後段の意見は今後の施策の参考にさせていただきます。</p>	
Ka帯におけるNGSO ESIMの運用について（WRC-23 議題1.16関連）				
4	Amazon Kuiper Japan 合同会社	<p>Kuiper Systems LLC の関連会社である Amazon Kuiper Japan 合同会社（以下総称して「アマゾン」といいます。）は、国際電気通信連合（ITU）2023 年世界無線通信会議（WRC-23）の審議結果等を受けた新たな周波数割当計画案（以下「本意見募集」といいます。）に関し、意見提出の機会を賜ったことについて、御礼申し上げます。</p> <p>アマゾンは、総務省と協力して、固定衛星業務（以下「FSS」といいます。）における非静止衛星軌道（以下「NGSO」といいます。）システム及び移動する地球局（以下「ESIM」といいます。）について、公平でデータ駆動型かつ包括的な運用を実現するための環境を構築していきたいと考えております。</p> <p><b>背景</b></p> <p>アマゾンは、日本を含む世界中の地域や過疎地にユビキタスで、大容量、高速、低遅延のブロードバンドサービスを提供することのできる、地球低軌道（以下「LEO」といいます。）における衛星コンステレーションである Project Kuiper（以下「プロジェクト・カイパー」といいます。）の打ち上げと運用を計画しています。プロジェクト・カイパーは、一般消費者、教育機関及び中小企業から、電気通信事業者、グローバル企業及び政府機関に至るまで、多様な顧客の役に立つことのできる、先進的で柔軟性のある NGSO FSS システムです。</p>	<p>NGSO FSSシステムと通信するESIMIについては、我が国での導入に向けて情報通信審議会において、技術的条件及び既存システムとの共用条件を現在検討中であることから、当該検討結果を踏まえた上で措置を行うことが適当と考えます。</p>	なし

アマゾン、プロジェクト・カイパーを通して、日本の様々な顧客に対してさらなる選択肢を提供し、緊急時や災害時におけるあらゆる顧客に対するサービス継続・冗長化を含む、幅広い場面での通信接続を可能にしたいと考えています。さらに、プロジェクト・カイパーは、移動用途でのユースケース（航空、海上及び陸上）にも強靱かつグローバルな接続を提供します。

アマゾンは、脚注 5.517B の追加及び決議 123（WRC-23）を含む、ITU 無線通信規則の変更を採択した WRC-23 の議題 1.16 の結果に基づく総務省の周波数割当計画及び改定に強い関心を寄せています。これらはいずれも、NGSO FSS システムと通信する航空及び海上用の ESIM による、17.7-18.6GHz、18.8-19.3GHz 及び 19.7-20.2GHz（宇宙から地球）並びに 27.5-29.1GHz 及び 29.5-30GHz（地球から宇宙）の周波数帯の使用について定めています。

**意見**

NGSO FSS システムと通信する ESIM に関する WRC-23 の議題 1.16 の結果を総務省の周波数割当計画案に含めることをご検討いただきたいと考えます。特に、NGSO FSS システムと通信する航空及び海上用の ESIM による、17.7-18.6 GHz、18.8-19.3 GHz 及び 19.7-20.2 GHz（宇宙から地球）並びに 27.5-29.1 GHz 及び 29.5-30 GHz（地球から宇宙）の周波数帯の使用は、ITU 無線規則の脚注 5.517B で認められており、同様の新規の脚注を総務省の周波数割り当て計画案にも含めていただくよう、ご検討をお願いいたします。なお、本意見募集では議題 1.16 は明示的には取り上げられていませんが、今回の周波数割当計画の変更が WRC-23 の結果を受けて行われるものであること、及び、WRC-23 において議題 1.16 の結果が得られていることを踏まえ、は本意見の提出が本意見募集に関連するものとして扱われるべきと思料致します。

アマゾンは、総務省に対し、本意見募集において意見を提出する機会を賜ったことにつき、重ねて御礼申し上げます。

50MHz帯への無線標定業務の二次分配について（WRC-23 議題1.12関連）

5	個人	<p>J47, 50MHz帯において、無線標定業務（ウィンドプロファイラレーダー用途に限定）を新規に分配（2次分配）に下記の理由で賛成します。</p> <p>但し、ウィンドプロファイラレーダー用途は無線標定業務ではなくて気象援助業務の間違いではないでしょうか？</p> <p>今年のJARLNEWS春号にはWRC-23で1次業務だった気象援助業務を50MHz帯を除外したと報告があります。</p> <p>国際電気通信連合（ITU）2023年世界無線通信会議（WRC-23）の審議結果等の改定を受けて50MHz帯を2次業務に総務省が指定することはJARLでは周知のこととされます。</p> <p>なぜならJARLによる本件「新たな周波数割り当て計画に関わる意見募集」の50MHz帯における新規分配（2次分配）をホームページ及び会員に補完するメールマガジン等での情報発信がありません。</p> <p>マジックバンドと言われながら昨今の利用率の低さは嘆かわしいものがあります。</p> <p>将来的にもアマチュア無線を楽しむ人口は減る一方で拍車をかけるのは夜のLED街路灯やLED照明の不要輻射、PCSの不要輻射等による外来ノイズは醜くアマチュア無線局には防ぐ手立てはありません。</p> <p>そのため、国民の安心安全を守ることを優先し、50MHz帯を気象援助業務使うことは社会貢献に当たると賛成しました。</p>	<p>賛成のご意見として承ります。</p> <p>また、ウィンドプロファイラレーダーはレーダー波を用いて上空の風向・風速の観測を行うもので、無線標定業務に該当します。</p>	なし
6	個人	<p>50-54MHz帯の無線標定業務（ウィンドプロファイラレーダ）への割当ては、一次業務たるアマチュア業務への支障が考えられる。スプラディックE層出現時には50MHz帯において異常伝搬が発生するが、その場合ウィンドプロファイラレーダも同様に異常伝搬し、アマチュア業務への意図しない妨害が発生するのではないかと。またアマチュア局が保護要求を発出しても、レーダの発射元が特定できない、特定できてもレーダ操作者が保護要求を受信できない可能性も考えられるが、対応はどうさ</p>	<p>総務省においては申告等をもとに調査を行い、有害な混信に対しては混信の発射源を特定した場合はその運用者に対して必要な対処を求めてまいります。なお、スプラディックE層をはじめとする異常伝搬は、突発的に発生する自然現象であり規模も大きいと、</p>	なし

		れるのか。	発射源の特定等は困難と考えます。	
7	個人	<p>この施策を聞いたとき、なにかの間違いだろ??って思いましたが、残念ながら間違いではありませんでした。</p> <p>なんでアマチュア無線の周波数である50MHzを使うのか??          どうせ少しも使っていないから使っているんだというのは、霞が関から見た霞が関にしか通用しない視点で決めたものと見えます。</p> <p>日本だけで使っているわけじゃない&gt;50MHz帯。          かなりの頻度で日本国外でも使われている周波数帯に妨害する施策は日本国内では通用しても、世界的に見たら無茶苦茶な暴論であるものと発言します。</p>	<p>46-68MHzの周波数帯を使用するウィンドプロファイラレーダーに関しては、既に多くの国において二次的基礎で無線標定業務に国際分配されているものです。今回の変更は、WRC-23の結果、我が国が二次的基礎で国際的に無線標定業務の追加分配がなされたことを受けて、周波数割当計画に反映するためのものです。</p> <p>二次業務として無線標定業務を国内分配するものであり、アマチュア業務等の一次業務より劣位な条件で運用するものであり、問題ないものと考えます。</p>	なし
8	個人	<p>50MHz帯(50-54MHz)へのウィンドプロファイラレーダーへの2次割り当てに反対します。</p> <p>たとえ2次業務であって、かつWRC23の決定事項であっても、アマチュアバンドにウィンドプロファイラレーダーを導入することに反対します。</p> <p>諸外国ではアマチュアバンドの50-54MHzを外して運用(特にアメリカはARRLが強い)ではないでしょうか?</p> <p>ウィンドプロファイラレーダーはアマチュアバンドを外して46?49及び54?68MHzとしてください。</p> <p>未だに</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 472kHz帯の音声許可と200m制限の撤廃</li> <li>2) 3.5-3.8MHzの連続割当(使用していない既得権益の廃止)</li> <li>3) アナログTV-VHF-High空き地への220MHz帯への割り当て</li> <li>4) アマチュア局においては自己認証制度の導入</li> </ol>	<p>前段のご意見について、46-68MHzの周波数帯を使用するウィンドプロファイラレーダーに関しては、既に多くの国において二次的基礎で無線標定業務に国際分配されているものです。今回の変更は、WRC-23の結果、我が国が二次的基礎で国際的に無線標定業務の追加分配がなされたことを受けて、周波数割当計画に反映するためのものです。</p> <p>二次業務として無線標定業務を国内分配するものであり、アマチュア業務等の一次業務より劣位な条件で運用するものであり、問題ないものと考えます。</p>	なし

		<p>5) 145 及び 435MHz 帯の不法局及び 1200MHz 以上で 2 次業務にも関わらず 1 次業務への妨害（運用規則 258 条抵触）を行っている者への徹底的な取り締まり</p> <p>これらの理不尽な問題を抱えた状態で、次世代の IT 人材は育たず、全世界から虜のされる状態を解消願います。</p>	<p>後段のご意見は、今後の施策の参考にさせていただきます。</p>	
9	個人	<p>総論</p> <p>厚生労働省のワクチン薬害に見られるやうに、国際的な大資本による金儲けの爲に各國の國民の生命財産言論の自由他、各種基本的な権利が脅かされる事態が繼續してゐる。これをグローバリズムと呼び、經濟學的には新自由主義と呼ばれるイデオロギーによつて支へられてゐる。</p> <p>このグローバリズムと国際的な機關での決定手順、決め事は極めて親和性が高い。寧ろ國連初め其れ等は（グローバリスト達の）「尖兵」と見なすべきである。（WHO 等は極めて分かりやすい例）つまり、グローバリズムの魔手は當然この電波の割り當ての世界にも伸びてゐる。</p> <p>14MHz 帯での超高速金融取引實驗局等はこれに該当する典型例である。</p> <p>米國シカゴ向けの「JS2RA」（10kW）と、フィリピン向けの「JS2RB」（5kW）</p> <p>金金金。日本と云ふ國の主權に基づいた國益と云ふ視點はそこには無い。單にシティ・ウオール街の手先奴隸となつて働かされる保護領政府の一部である總務省と一部關係者の姿があるだけである。</p> <p>上記を理解して、内部から抑制を掛けようとする人達があるのなら、さうした方達には是非出世していただきたいものである。實際には外國勢力に迎合する賣國役人や無線家、關係者ばかりではあるまい。</p> <p>個別：</p>	<p>46-68MHzの周波数帯を使用するウィンドプロファイラレーダーに関しては、既に多くの国において二次的基礎で無線標定業務に国際分配されているものです。今回の変更は、WRC-23の結果、我が国が二次的基礎で国際的に無線標定業務の追加分配がなされたことを受けて、周波数割当計画に反映するためのものです。</p> <p>40-50MHz帯における地球探査衛星業務（能動）も同様に、WRC-23の結果を周波数割当計画に反映するためのものです。</p>	なし

	<p>(4) 40?50MHz 帯に於る地球探査衛星業務（能動）への新規分配（同議題 1.12 關聯）</p> <p>40?50MHz 帯に於て、地球上にある氷や水分の分布の觀測を行ふ衛星搭載レーダーサウンダーのため、地球探査衛星業務（能動）を新規に分配（二次分配）します。</p> <p>また、46?68MHz 帯に於て、無線標定業務（ウィンドプロファイラレーダー用途に限定）を新規に分配（二次分配）します。</p> <p>結論及び意見：上記割り当て案は論外である。 異常傳搬もあり、外來ノイズが多く、設備が大型化するであらう50MHz 帯が適切なのか、と云ふお優しい疑問の前に、</p> <p>所詮は詐欺話である「地球温暖化」であるが、英米の金儲けの爲のでつち上げにホイホイと乗るバカが何處にゐるか。餘程、出世や金儲け、天下り等の美味しい罠があるのか。</p> <p>總務省は、狭い2mバンド幅を米軍他から取り戻し一般的な帯域幅（4MHz）にする事、既に世界的に割当てられてゐる5MHz帯を日本に置いてアマチュアに免許する事、そして折角アマチュア業務局に葉書まで出して注意を促し、「外堀を埋めた」VUに於ける「局免許保持者による營業的行爲の爲の通信」を撲滅する事など、未解決の問題を綺麗に整へてから、アマチュアに影響を與へる事柄を考へるべきであらう。まづ果たすべき義務を果たしてから、である。グローバルズ的な動きを率先して進めるやうな總務省役人各位や關係者はその場を去るべきである。</p>		
<p>その他</p>			
<p>10 個人</p>	<p>新たな周波数割当計画案に関し「我が国における割当て可能な周波数を示す周波数割当計画は、令和7年(2025年)1月1日(水)に一部改正され発効される無線通信規則に整合するよう定める必要があることから、今般、WRC-23の結果を受けて周波数割当計画案を作成」が背景とされているが、下記のような理由で、適宜(例:今回のような契機に拘ら</p>	<p>周波数割当計画については、新たな無線システムの導入時等適宜のタイミングで変更を行っております。 また、頂いたご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。</p>	<p>なし</p>

		<p>ず少なくとも1年毎に見直しを行い)新たな周波数割当計画案を策定した方が、産業/地域の活性化や国際競争力の強化等も速やかに図られ望ましいと考えます。(例:広いエリアをカバーし使いやすいプラチナバンド近傍の電波特性を最大限活用した、ローカル5G等の実装/利用技術やシームレスにつながるような先進的なインフラ環境の構築等)</p> <p>1. 国際分配と国内分配の考え方の中で、より柔軟な国際分配の考え方を参考に(特に重要な周波数帯域で乖離が大きいと考えられる箇所を重点的に)整合した方が、現状より周波数共用/活用が可能となり国際動向にも適合できること。(例:放送事業者の業務継続は前提条件とした、使いやすく貴重なプラチナバンド近傍の放送事業用周波数の割当の見直しは必須と考えること)</p> <p>2. 日本の地理的条件(特に陸の国境のない環境)を考慮すると、近隣国の放送等の業務に対し有害となる混信が(他国と比較し)生じにくく、また電波資源を再編・共用(例:放送帯域の集約、およびケーブルテレビ化等で)可能となる地域もあり、他国より柔軟な考え方の新たな周波数割当計画を適宜立案/策定可能なこと。(効率化/高付加価値化を通じた国際競争力の強化や産業の活性化、地域の企業や自治体などの個別のニーズなどを踏まえながら柔軟で、より望ましい電波政策を他国に先駆けて策定可能と考えること)</p>		
11	個人	<p>楽天モバイルに割り当てられているプラチナバンドの帯域がドコモなどの既存の携帯会社と比べて、狭過ぎる件だが、総務省が再割り当てを行わないせいで、実質、既存の携帯会社への優遇になっている。天下りなどをしているので優遇せざるを得ない状況なのだろうが、自分たちで蒔いた種なのだから、早期にプラチナバンドを再割り当てして問題を解決すべき。今この時間も新規参入企業は冷遇、既存企業は優遇され、不公平は増大している。</p>	<p>周波数割当計画においては、全ての事業者等に対して割り当てることが可能な周波数等を示しております。</p> <p>個別事業者への周波数割当てに関するご意見は、本意見募集の対象外です。</p>	なし
12	個人	<p>楽天モバイルへのプラチナバンドの再割り当てが進まないのは天下りが原因ですか？</p>	<p>考え方11のとおりです。</p>	なし
13	個人	<p>楽天モバイルへのプラチナバンドの割り当てが少なすぎる。原因は、プラチナバンドの再割り当てを全く行わないからです。国の電波を実質</p>	<p>考え方11のとおりです。</p>	なし

		私物化させてしまっている現状は国民として誠に遺憾であり、改善すべき		
14	個人	楽天モバイルに割り当てられているプラチナバンドの帯域が狭すぎる。早くプラチナバンドの再割り当てを実施し、楽天モバイルのユーザーにプラチナバンドの恩恵をうけさせてほしいです。私は楽天モバイルのユーザーですが、国民として不平等感を感じています。	考え方11のとおりです。	なし
15	個人	楽天にたいするプラチナバンドの再割り当ては後回しなのか。プラチナバンドの方が優先度が高いと思う。	考え方11のとおりです。	なし
16	個人	楽天のプラチナバンドの帯域が狭すぎるので、プラチナの再分配を最優先にすべき。	考え方11のとおりです。	なし
17	個人	携帯会社におけるプラチナバンドの帯域を平等に割り振らないのは天下りのせいなのか？天下りのせいであるのならば、再割り当てを行うべき	考え方11のとおりです。	なし
18	個人	プラチナバンドの再割り当てもまだなのに、新たな周波数の割り当てばかりを優先しないでください。やはりプラチナバンドの再割り当てをおこなわないのは docomo などの天下りが要因なのか。なんにせよ行政の怠慢だ。	考え方11のとおりです。	なし
19	個人	日本の周波数(プラチナバンドなど)の再割り当ては進んでないように見受けられるが、天下りが原因なのではないか。天下りなどはやめた方がいい。	考え方11のとおりです。	なし

令和6年10月18日

有効利用評価部会の活動状況  
(令和6年10月18日 報告事項)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松田課長補佐、森係長)

電話：03-5253-5829

報告内容について

総務省総合通信基盤局総務課

(宮良課長補佐、岩波官)

電話：03-5253-5988

## 有効利用評価部会（第34回）会合

**1 日 時** : 令和6年10月4日(金) 10時00分～11時25分

**2 場 所** : Webによる開催

**3 出席者** : 林 秀弥(部会長)、笹瀬 巖(部会長代理)、池永 全志、石山 和志、眞田 幸俊、中野 美由紀、若林 亜理砂

### 4 主な概要 :

- (1) 令和6年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状況調査の調査結果について、総務省から報告が行われた。
- (2) 諸外国のカバレッジ算定方法について、総務省から報告が行われた。
- (3) 当面の有効利用評価の進め方について議論を行った。
- (4) 令和6年度事業者ヒアリング項目（検討課題・定性評価）について議論を行った。

## 今後の当面の予定

令和6年度携帯電話等の調査結果に基づく、定量評価に係るヒアリング項目を検討・議論の上、事業者ヒアリングを実施予定。